

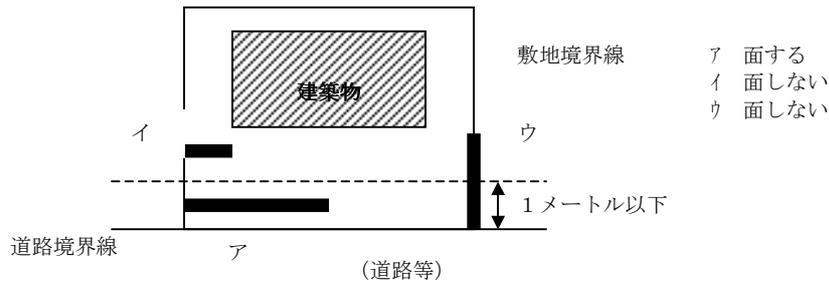
地区計画の運用Q & A

地区整備計画	
建築物等に関する事項	
かき又はさく の構造の 制限	道路、公園又は緑地に面する側にかき又はさくを設置する場合は、生垣若しくはフェンス、鉄さく等とし、景観及び防災性に配慮したものとする。

■ 「道路、公園又は緑地に面する側」とは

→ 「面する」とは、道路境界線から1メートル以内にある工作物が道路等に直接面するものをいう。

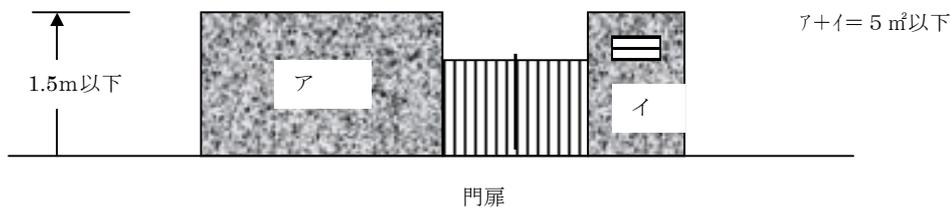
なお、道路等に直角に設置する敷地境界線沿いの「かき又はさく」は対象から外すものとする。



■ 「かき又はさく」の範囲について

○ 門等に付属する塀の扱い

→ 高さ1.5メートル以下のもので道路等に面する部分の見付面積が5㎡以下のものは「門柱」として扱う。



○ 道路境界線等から1メートル以下の部分に設ける擁壁の扱い

→ 地盤面から60センチメートル以下の部分については「擁壁」として扱う。

